

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

株主各位

平成 23 年 5 月 27 日

東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号
株式会社 ザッパラス
代表取締役 平井 陽一郎

当社は、平成 23 年 5 月 25 日開催の当社取締役会において、会社法 236 条、第 238 条及び第 240 条の規程に基づき、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして下記の内容の新株予約権を発行することを決議しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称 株式会社ザッパラス 第 3 回新株予約権
2. 新株予約権の総数等 500 個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。

新株予約権を発行する日（以下「発行日」という）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行なう場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1 株未満の端数は切り捨てる。新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行なう場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することによ

り交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月11日から平成53年6月10日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

8. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対

象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記 11. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる一株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は上記 5. の期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は地位を喪失した日の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より 10 日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者が、本新株予約権の発行に係る取締役会の決議後で本新株予約権の割当てを受ける前に取締役の地位をも喪失した場合には、喪失後 10 日間経過後であっても割当て後直ちに本新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、新株予約権者は、以下に定める場合（ただし上記 8. に従って新株予約権者に新株予約権が交付される場合を除く。）には下記に定める期間内に限り本新株予約権を行使できるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表取締役社長の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から 10 日間

(3) 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。

(4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

11. 新株予約権の取得条項

以下の①、②及び③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

12. 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルに基づき算出された 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

13. 新株予約権の割当日

平成 23 年 6 月 10 日

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事総務部（またはその時々における当該業務担当部署）

15. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

三菱東京UFJ銀行 渋谷支店

16. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

17. 新株予約権の対象者及びその人数

当社取締役 1 名

以上